

2024 年 5 月 マンスリーレポート

夜間・休日ワンストップ窓口への相談事例 (医療搬送と終末期の外国人患者への対応について)

ご相談内容①：

当院で入院治療中の県内で就労する在留外国人患者についての相談。

この患者は日本の公的医療保険にも民間の生命保険にも加入しているため、医療費等に関しては心配していない。国内に家族がいないため、母国の家族および母国の人材派遣会社と今後について相談している。患者本人及び母国の家族は患者が帰国して治療を続けることを希望している。母国の医療機関とどのように連携を取ればよいか。

この患者はがんに罹患していてステージⅣと診断されており、すでに外科的処置ができる状態ではないため、母国での化学療法や緩和療法を希望していたが、現在、患者とは意思の疎通が取れない状態とのことだった。

対応内容①：

患者母国の医療機関との連携については貴院が直接行うのではなく、貴院が作成した診療情報提供書を基に母国の家族が医療機関の選定を含め現地の医療機関との調整を行うとよい。

診療情報提供書の翻訳に係る費用は患者に請求することも可能なので、患者家族に費用負担を含め翻訳の希望を確認するように。当窓口からも医療翻訳業者を案内できる。

患者母国への医療搬送については、患者の容態から搬送費用は1千万円かそれ以上になることが見込まれること、また、日本の公的医療保険や生命保険では帰国搬送費用は補償の対象外となるため、搬送費用を患者本人もしくは家族が負担することとなり、現実的ではないことを伝えると以下の追加相談をいただく。

ご相談内容②：

- ・ 患者家族を日本へ呼び寄せる場合、どこに相談すればよいか。
- ・ 患者が死亡した場合、どのようにすればよいか。

対応内容②：

- ・ 患者家族の呼び寄せは、基本的には通常の短期滞在資格で入国すればよいが、「外国人在留支援センター（FRESCO/フレスク）」に相談してみてもよいだろう。

お急ぎの場合はビザの申請に関し患者母国の駐日公館や患者母国にある日本公館、また日本の外務省ビザ・インフォメーションに相談してみるように。

- 患者が死亡した場合は、通常死亡診断書を2通作成し、1通は死亡届と一緒に患者居住地の市町村役場に提出し、埋火葬許可証を入手するように。もう1通は患者母国の駐日公館へ提出することになるが、手続きについては国により異なるので、詳細は駐日公館に相談するとよい。
- 日本国内での葬儀については外国人対応に慣れた葬儀社に相談することをお勧めし、当窓口から3社を案内した。
- 遺骨を母国へ移送する場合は、各航空会社のルールに従う必要があり、また書類やルールが国ごとに定められているので、事前に航空会社および母国の駐日公館に確認するように。
- 患者が宗教上の理由で、火葬することはできない場合は、国内で外国人を土葬できる霊園が全国に10か所あり、当窓口から案内できることを伝えたが、今は必要ないとのことだった。

以上

【本事業事務局の連絡先】

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

担当者名 麻田・大久保

TEL 03-6757-1035 E-mail biz-d@emergency.co.jp